ロ　市町村　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法並びに震災特例法、震災特例法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1)　個人の市町村民税に係る減収見込額

(2)　法人の市町村民税に係る減収見込額

(3)　固定資産税に係る減収見込額

(4)　軽自動車税に係る減収見込額

(5)　都市計画税に係る減収見込額

(6)　自動車取得税交付金に係る減収見込額

五十二　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条若しくは第三十八条の規定（以下この号において「復興特別区域法等の規定」という。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.05＋Ｂ×（0.05－Ｃ）＋Ｄ×0.04＋Ｅ×（0.04－Ｆ）＋Ｇ×0.03＋Ｈ×（0.03－Ｉ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

Ｇ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

(2)　法人事業税　次の算式によって算定した額

算式

Σ（Ａ×Ｂ）＋Σ｛Ｃ×（Ｄ－Ｅ）｝＋Σ（Ｆ×Ｇ）＋Σ｛Ｈ×（Ｉ－Ｊ）｝

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

Ｂ　Ａに係る標準税率

Ｃ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

Ｄ　Ｃに係る標準税率

Ｅ　当該道県がＣに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

Ｆ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

Ｇ　Ｆに係る標準税率

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

Ｉ　Ｈに係る標準税率

Ｊ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.04＋Ｂ×（0.04－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。